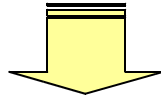


道路管理者による指導取締の強化

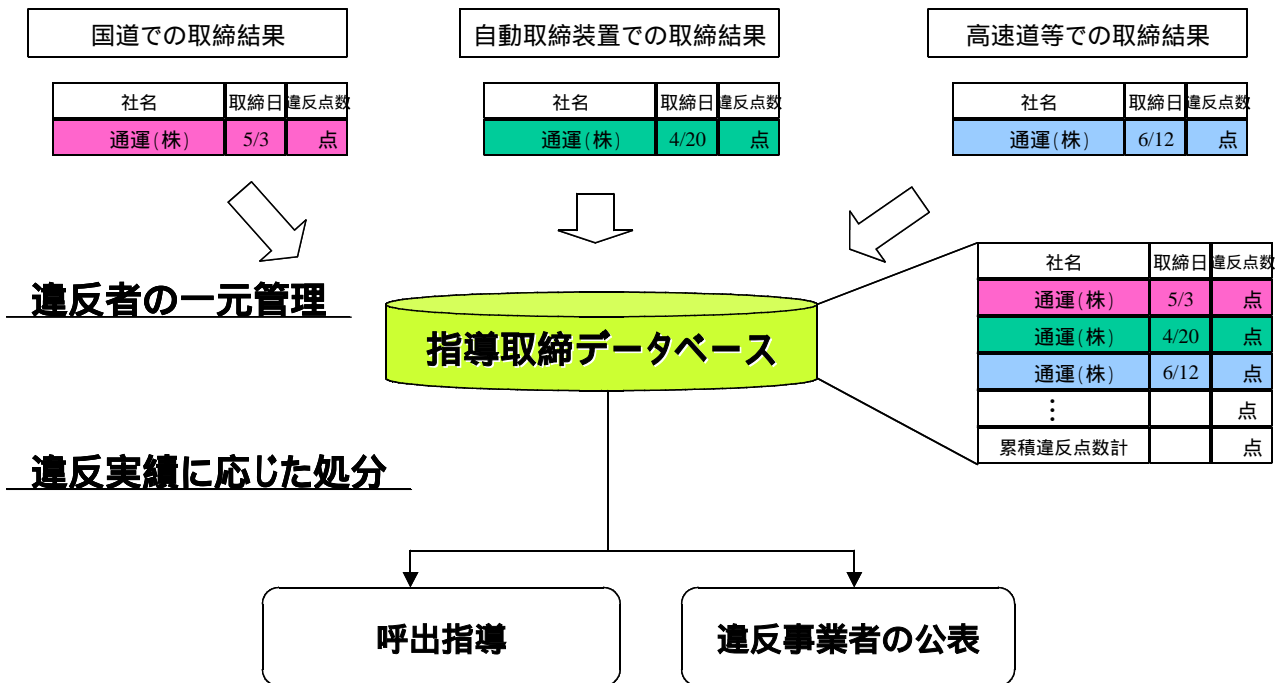
[現状]

個々の道路管理者が現場取締時にのみ、その都度指導警告や措置命令を行っているのみ

違反実績などが反映されていない



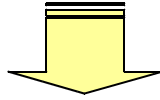
違反点数管理制度を導入（平成16年10月予定）
各道路管理者の取締結果を一元的に管理する違反データベースを構築し、違反実績に応じて違反事業者に対し「呼出し」や「公表」などを行う。



監視体制の強化（自動取締装置の設置）

[現状]

- ・直轄国道においては1事務所当たり月1回2時間程度の取締を実施
- ・高速道路では全国に17の車限隊。毎日4時間程度の取締を実施
走行している特殊車両のうち、捕捉している車両は1%未満

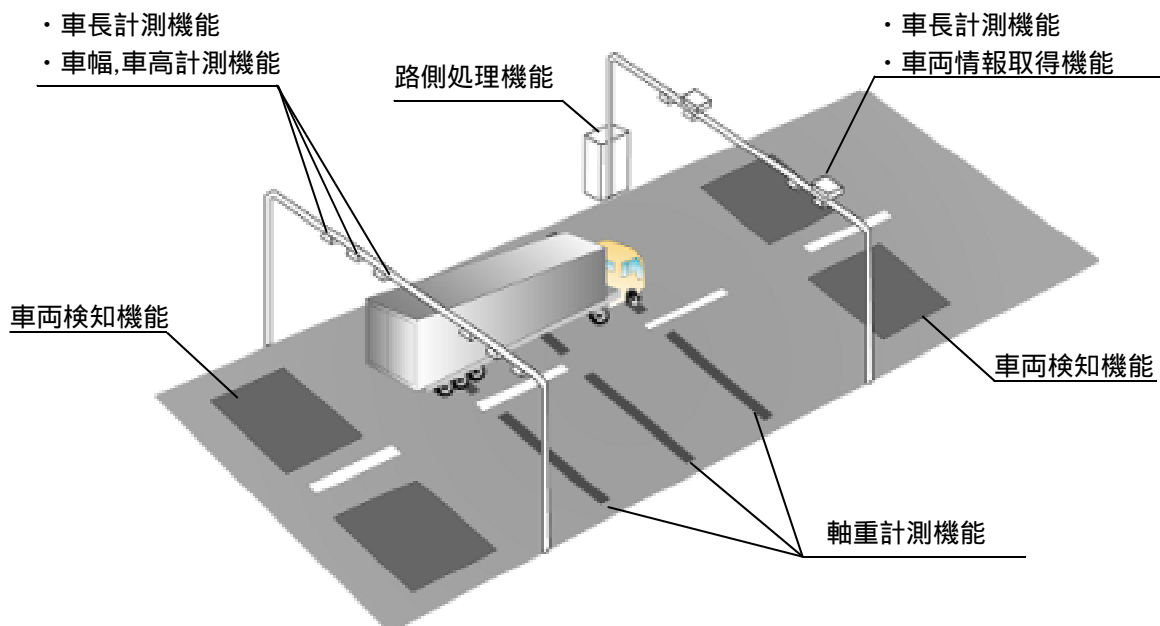


自動取締装置等を全国の直轄国道を中心に設置し、違反車両の捕捉率を向上させる

当面は70%の捕捉率を目標とし、直轄国道を中心に約30箇所を整備、その後、必要に応じ増設を図る

システムの概要

- ・車両監視システムを路側に配置し、通過する車両の重量等を自動計測
- ・センター装置において許可データとマッチングし違反（無許可、許可違反）を判定、違反者リストを作成
- ・リストに基づき、違反点数を加点し処分を行う



関係機関や民間事業者団体との連携

関係機関との連携

道路交通法による処分 【平成15年10月実施済】

平成15年10月以降、車検証に2種類の最大積載量（バラ積みと単体それぞれの最大積載量）を併記することとし、バラ積みによる違反車両を道路交通法に基づく過積載として処分。これにより、運転者に対して免停・反則金、使用者に対して使用制限、荷主に対して罰金等の処分を課すことが可能。

別納割引停止処分等の強化 【平成16年1月実施済】

日本道路公団において実施している悪質違反者に対する呼出し、別納停止処分の基準を強化。

民間事業者団体との連携 【平成15年10月より実施中】

- ・「大型車両の通行に係る法令遵守・安全担保検討会」を平成15年10月に設置。民間事業者団体による取り組み等について議論するとともに、特車の走行状況等を継続的にフォロー。
- ・民間事業者団体が、法令遵守のための自主的な取り組みを組織決定し、これに基づき各種対策を自主的に実施。

検討会構成員：別紙

(別紙)

大型車両の通行に係る法令遵守・安全担保措置に関する検討会構成員

(順不同)

林 正 (社)日本経済団体連合会 産業本部長

豊田 榮次 (社)全日本トラック協会 専務理事

宮崎 一元 (社)全日本トラック協会 常務理事

田中 勲 (社)日本自動車工業会 理事

内山 眞成 (社)日本自動車車体工業会 理事

倉田 潤 警察庁交通局交通規制課長

江畑 賢治 国土交通省道路局道路交通管理課長

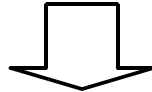
清谷 伸吾 国土交通省自動車交通局総務課安全対策室長

大黒伊勢夫 国土交通省自動車交通局貨物課長

松本 和良 国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課長

特殊車両通行許可制度の概要

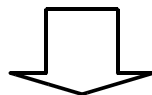
道路は、一定の車両（設計車両）を想定して、安全かつ円滑に通行できるように設計《道路構造令》



車両諸元の最高限度を定めて、車両の通行を制限
《車両制限令》

【最高限度の例】

- ・ 総重量：単 車（連結車以外の車両）
25 t（高速及び指定道路）、20 t（上記以外の道路）
トレーラ 36 t（高速）、27 t（高速以外）
- ・ 軸重（1軸に架かる重量）： 10 t
- ・ 車 高： 3.8 m
- ・ 車 幅： 2.5 m
- ・ 車 長： 12 m



ただし、最高限度を超える車両であっても、車両構造又は積載貨物が特殊であるためやむを得ない場合（分割不可能な場合等）、必要な条件（通行経路、走行方法等）を附して、通行を許可

《特殊車両通行許可制度》